

第 1 回さいたま市総合振興計画推進本部会議 次第

日時 平成 3 0 年 4 月 1 2 日（木）
午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 3 0 分
場所 政策会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

- (1) さいたま市総合振興計画推進本部の設置について
- (2) さいたま市次期総合振興計画について

4 閉 会

【配付資料】

- ・次第
- ・さいたま市総合振興計画推進本部 名簿
- ・さいたま市総合振興計画推進本部設置要綱
- ・資料1 さいたま市総合振興計画推進本部 概要
- ・資料2 次期総合振興計画調査検討スケジュール(案)

さいたま市総合振興計画推進本部 名簿

平成30年4月2日現在

1	本部長	市長	清水 勇 人
2	副本部長	副市長	日 野 徹
3	副本部長	副市長	高 橋 篤
4	副本部長	副市長	松 本 勝 正
5	本部員	水道事業管理者	森 田 治
6	本部員	教育長	細 田 眞由美
7	本部員	都市戦略本部長	真々田 和 男
8	本部員	総務局長	山 崎 正 弘
9	本部員	財政局長	櫻 井 理 寛
10	本部員	市民局長	志 村 忠 信
11	本部員	スポーツ文化局長	蓬 田 潔
12	本部員	保健福祉局長	清 水 恒 男
13	本部員	子ども未来局長	中 島 マリ子
14	本部員	環境局長	新 井 仁
15	本部員	経済局長	吉 沢 浩 之
16	本部員	都市局長	望 月 健 介
17	本部員	建設局長	中 島 圭 一
18	本部員	西区役所区長	岡 村 彰
19	本部員	北区役所区長	新 井 嘉
20	本部員	大宮区役所区長	会 田 浩 一
21	本部員	見沼区役所区長	臼 倉 秀 輝
22	本部員	中央区役所区長	坂 本 知 子
23	本部員	桜区役所区長	木 島 泰 浩
24	本部員	浦和区役所区長	山 岸 千枝子
25	本部員	南区役所区長	井 上 日出男
26	本部員	緑区役所区長	並 木 義 和
27	本部員	岩槻区役所区長	宮 寺 昭 彦
28	本部員	消防局長	大 熊 郁 夫
29	本部員	会計管理者	武 者 清 人
30	本部員	水道局長	八木澤 修
31	本部員	議会局長	辻 村 公 雄
32	本部員	副教育長	久保田 章
33	本部員	選挙管理委員会事務局長	石 原 光 親
34	本部員	人事委員会事務局長	藤 澤 英 之
35	本部員	監査事務局長	住 谷 安 夫
36	本部員	農業委員会事務局長	秋 山 稔
37	本部員	総合政策監	松 本 欣 也
38	本部員	市長公室長	井 山 剛 之

さいたま市総合振興計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条　さいたま市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）を推進するため、さいたま市総合振興計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条　本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合振興計画の推進に関すること。
- (2) 総合振興計画の策定に関すること。
- (3) その他総合振興計画に関し本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2　本部長は、市長をもって充てる。
- 3　副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4　本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部会議)

第4条　本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、さいたま市副市長事務分担規程に規定する都市戦略本部に関する事務（東部地域・鉄道戦略部に関する事務を除く。）を担当する副本部長がその職務を代理する。
- 3　本部員が出席できないときは、当該本部員の指名する者が代理して出席することができる。

(幹事会)

第5条　本部会議に付議する事案等についての連絡調整を行うため、本部に幹事会を置く。

- 2　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

- 3 幹事長は、都市経営戦略部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副幹事長は、都市経営戦略部副理事の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。
- 7 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 8 幹事が出席できないときは、当該幹事の指名する者が代理して出席することができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 本部長は、総合振興計画に関し、特定の課題に係る調査及び検討を行うため、本部にプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を置くことができる。

2 PTは、本部長が職員の中から指名する者をもって組織する。

3 PTは、必要に応じて、検討状況等を幹事会において報告する。

(資料の提出等)

第7条 本部長及び幹事長は、それぞれの会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、都市戦略本部都市経営戦略部において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別表第 1

水道事業管理者、教育長、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、各区長、消防局長、会計管理者、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、総合政策監、市長公室長

別表第 2

市長公室長、総務局総務部長、財政部長、市民生活部長、スポーツ部長、保健部長、子ども育成部長、環境共生部長、商工観光部長、都市計画部長、土木部長、区役所副区長、消防局総務部長、出納室次長、水道局業務部長、議会局総務部長、教育委員会事務局管理部長、選挙管理委員会事務局副理事、人事委員会事務局副理事、監査事務局副理事、農業委員会事務局副理事

さいたま市総合振興計画推進本部 概要

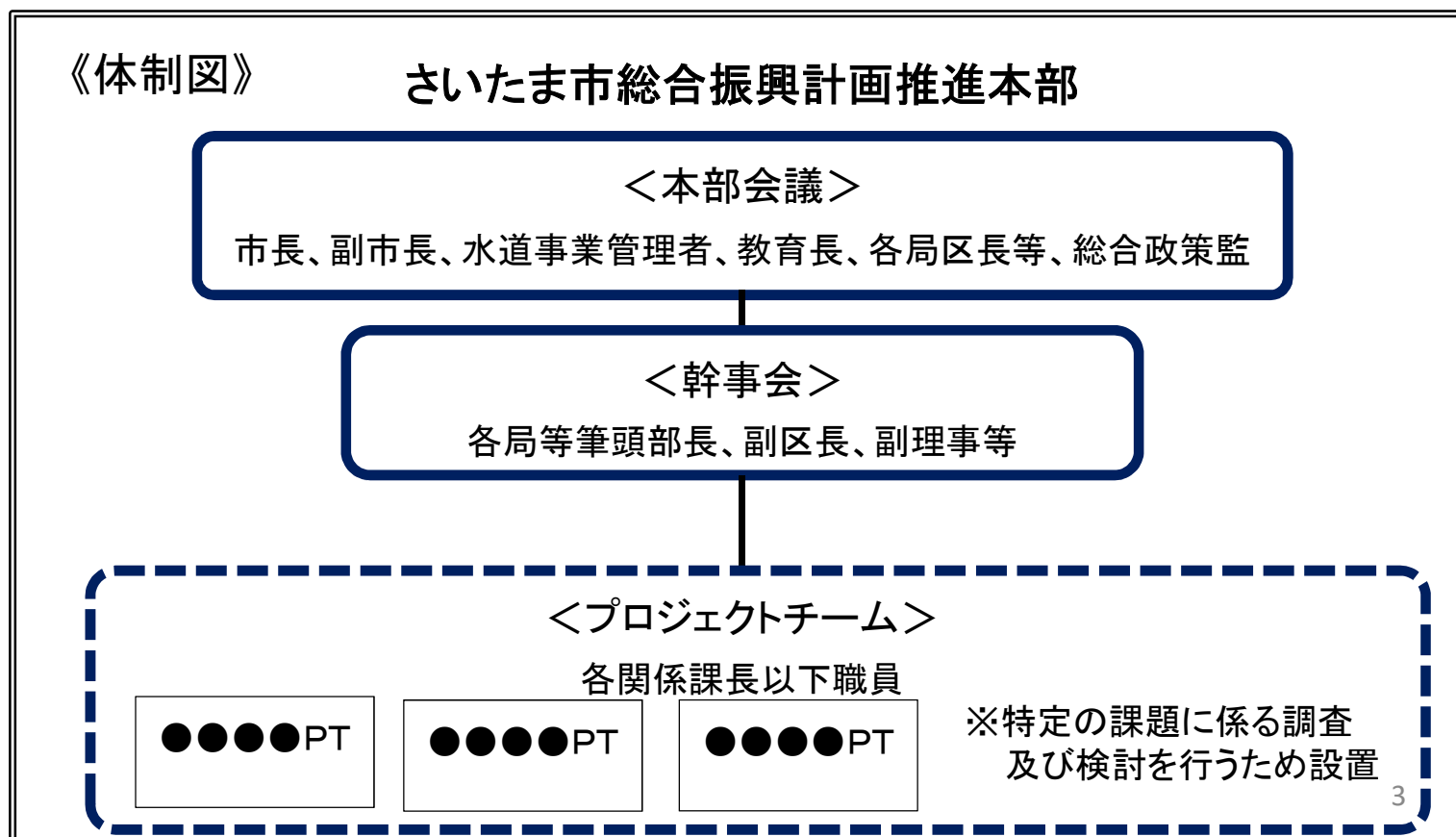
1 目的・所掌事務

さいたま市総合振興計画を推進するために設置

【所掌事務】

- ア 総合振興計画の推進に関すること。
- イ 総合振興計画の策定に関すること。
- ウ その他総合振興計画に関し本部長が必要と認める事項に関すること。

2 組織体制



次期総合振興計画調査検討スケジュール予定(案)

